

指定訪問入浴介護（指定介護予防訪問入浴介護） 重要事項説明書

当事業所は_____様（利用者名）に対して指定訪問入浴介護（指定介護予防訪問入浴介護）を提供します。指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める規定に基づき、事業所の概要や提供されるサービス内容及び契約上ご注意いただきたい内容等を、次のとおり説明いたします。

1 指定訪問入浴介護（指定介護予防訪問入浴介護）サービスを提供する事業者について

事業者名称	公益財団法人山梨厚生会
代表者氏名	理事長 有泉憲史
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	山梨県山梨市落合860 電話：0553-23-1311・ファックス番号：0553-23-2612
法人設立年月日	昭和26年12月24日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	ハートフル塩山訪問入浴介護サービス
介護保険指定 事業所番号	1970300073
事業所所在地	山梨県甲州市塩山西広門田433-1
連絡先 相談担当者	電話：0553-33-8101 ファックス番号：0553-33-8100 管理者：斎藤 早苗
事業所の通常の 事業の実施地域	甲州市（塩山・勝沼町）及び山梨市（旧山梨市・牧丘町） それ以外の地域については相談に応じる

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態または要支援状態の利用者の立場に立った適切な指定訪問入浴介護（介護予防訪問入浴介護）の提供を確保することを目的とする。
運営の方針	要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して、居宅における入浴の援助を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持を図るものとする。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日まで（年末年始12/30～1/3を除く）
営業時間	午前8時30分から午後5時まで

(4) 事業所の職員体制

管理者	斎藤 早苗
-----	-------

職	職 務 内 容	人 員 数
管理者	1 職員の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。 2 職員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤 1 名 看護師兼務
看護師 准看護師 (看護職員)	1 居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、指定訪問入浴介護（指定介護予防訪問入浴介護）のサービスを提供します。 2 入浴前後の利用者の心身の状況の把握のため、バイタルチェック（体温、血圧・心拍数の測定など）を行います。	1 名以上
介護職員	1 居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、指定訪問入浴介護（指定介護予防訪問入浴介護）のサービスを提供します。	2 名以上
サービスの 提供の責任者	1 回の訪問につき、看護職員 1 人及び介護職員 2 人をもって行うものとし、これらの者のうち 1 人を当該サービスの提供の責任者とします。	

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サ ー ビ ス の 内 容
入浴の援助	居宅における入浴の援助を行い、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

(2) 看護職員及び介護職員の禁止行為

看護職員及び介護職員はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為（ただし、看護職員が行うバイタルチェック等を除く。）
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護サービス）について

サービス種類(要介護度による区分なし)		基本単位	利用料	利用者負担額		
				1 割負担	2 割負担	3 割負担
全身入浴	訪問入浴介護費 (看護師又は准看護師 1 名及び介護職員 2 名で実施した場合)	1,260	12,600 円	1,260 円	2,520 円	3,780 円
	訪問入浴介護費 (介護職員 3 名で実施した場合)	1,197	11,970 円	1,197 円	2,394 円	3,591 円
清拭又は部分浴	訪問入浴介護費 (看護師又は准看護師 1 名及び看護職員 2 名で実施した場合)	1,134	11,340 円	1,134 円	2,268 円	3,402 円
	訪問入浴介護費 (介護職員 3 名で実施した場合)	1,077	10,770 円	1,077 円	2,154 円	3,231 円

(4) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護予防サービス）について

サービス種類(要介護度による区分なし)		基本単位	利用料	利用者負担額		
				1 割負担	2 割負担	3 割負担
全身入浴	介護予防訪問入浴介護費 (看護師又は准看護師 1 名及び介護職員 1 名で実施した場合)	852	8,520 円	852 円	1,704 円	2,556 円
	介護予防訪問入浴介護費 (介護職員 2 名で実施した場合)	809	8,090 円	809 円	1,618 円	2,427 円
清拭又は部分浴	介護予防訪問入浴介護費 (看護師又は准看護師 1 名及び介護職員 1 名で実施した場合)	767	7,670 円	767 円	1,534 円	2,301 円
	介護予防訪問入浴介護費 (介護職員 2 名で実施した場合)	728	7,280 円	728 円	1,456 円	2,184 円

※ 主治医の意見を確認したうえで、入浴により利用者の身体の状態等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合において、看護職員に代えて介護職員によりサービス提供を実施したとき（介護職員 3 名）は、利用料等は 95/100 となります。

※ 訪問時の利用者の心身の状態等から全身入浴が困難な場合であって、当該利用者の希望により清拭又は部分浴（洗髪、陰部、足部等の洗浄）を実施した場合には、利用料等は 70/100 となります。

※ 当事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは当該事業所と同一建物に居住する利用者又は当事業所における一月当たりの利用者が同一の建物に 20 人以上居住する建物に居住する利用者にサービス提供を行った場合は、上記金額の 90/100 となり、当事業所における一月当たりの利用者が同一敷地内建物等に 50 人以上居住する建物に居住する利用者にサービス提供を行った場合は、上記金額の 85/100 となります。

(5) 加算料金

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算	基本単位	利用料	利用者負担額			算定回数等
			1 割負担	2 割負担	3 割負担	
初回加算	200	2,140 円	214 円	428 円	642 円	初回利用のみ 1 月につき
認知症専門ケア加算 (Ⅰ)	3	32 円	4 円	7 円	10 円	1 日につき
認知症専門ケア加算 (Ⅱ)	4	42 円	5 円	9 円	13 円	
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	44	470 円	47 円	94 円	141 円	1 回につき
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	36	385 円	39 円	77 円	116 円	
サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	12	128 円	13 円	26 円	39 円	
介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅰ)	所定単位数の 21/1000	左記の単位数×地域区分	左記の 1 割	左記の 2 割	左記の 3 割	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数（所定単位数） ※介護職員処遇改善加算を除く。
介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅱ)	所定単位数の 15/1000					
介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)	所定単位数の 58/1000	左記の単位数×地域区分	左記の 1 割	左記の 2 割	左記の 3 割	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数（所定単位数）
介護職員処遇改善加算 (Ⅱ)	所定単位数の 42/1000					
介護職員処遇改善加算 (Ⅲ)	所定単位数の 23/1000					

- ※ 初回加算は、新規利用者の居宅を訪問し、サービス利用に関する調整を行った上で、初回の訪問入浴介護を行った場合に算定します。
- ※ 認知症専門ケア加算は、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められる認知症の利用者に対して、専門的な認知症ケアを行った場合に算定します。
- ※ サービス提供体制強化加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た事業所が、利用者に対して訪問入浴介護を行った場合に算定します。
- ※ 介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員処遇改善加算は、介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められる加算です。介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員処遇改善加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。
- ※ 地域区分別の単価(その他 10 円)となります。
- ※ (利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合) 上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費等の支給(利用者負担額を除く)申請を行ってください。

4 その他の費用について

② キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて下記によりキャンセル料を請求させていただきます。
前日までにご連絡いただいた場合	キャンセル料は不要です。
当日連絡がなく入浴車が到着してしまった場合	1 提供当りの料金の 30%を請求いたします。

5 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合) その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)、その他の費用の請求方法等	ア 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 15 日までに利用者あてにお届けします。
② 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)、その他の費用の支払い方法等	ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 (ア) 事業者指定口座への振り込み (イ) 利用者指定口座からの自動振替(毎月 27 日) (ウ) 現金支払い イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡します。必ず保管されますようお願いいたします。 (医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。)

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から３月以上遅延し、さらに支払いの督促から１４日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

また、利用者が何らかの理由で支払いができない場合、契約書に定める代理人は民法（債権法）に定める保証人としての責任を負います。

(1) 重要事項説明書の各条項の他、以下の各項目に従い債務を保証

①保証人は、利用者と連帯して本契約から生じる利用者の債務を負担するものとする。

②前項の保証人の負担は、極度８０万円を限度とする。

6 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定及び要支援認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定及び要支援認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。
- (3) 看護職員、介護職員等に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業所が行います。実際の提供に当たっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

7 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	岩波 充宏
-------------	-------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について職員に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 職員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

8 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又は当事業所における協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

また、天災その他の災害が発生した場合には、必要によりサービス利用者の避難等の措置を講じます。

主治医及び家族の緊急連絡先は利用申込書にお書きください。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「職員」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、職員に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員である期間及び職員でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 ② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加又は削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

10 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問入浴介護（指定介護予防訪問入浴介護）の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問入浴介護（指定介護予防訪問入浴介護）の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

11 身分証携行義務

看護職員、介護職員等は、常に身分証を携行し、初回訪問時又は利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

12 心身の状況の把握

指定訪問入浴介護（指定介護予防訪問入浴介護）の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

13 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 指定訪問入浴介護（指定介護予防訪問入浴介護）の提供に当たり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービス又は福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問入浴介護計画」または「介護予防訪問入浴介護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合又はサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面又はその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

14 サービス提供の記録

- ① 指定訪問入浴介護（指定介護予防訪問入浴介護）の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- ② 指定訪問入浴介護（指定介護予防訪問入浴介護）の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。
- ③ 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

15 衛生管理等

- (1) 訪問入浴介護（介護予防訪問入浴介護）従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 指定訪問入浴介護（指定介護予防訪問入浴介護）に用いる浴槽その他の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底しています。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③ 職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

16 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問入浴介護（指定介護予防訪問入浴介護）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

17 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制

- ア 提供した指定訪問入浴介護（指定介護予防訪問入浴介護）に係る利用者及びその家族か

らの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 (事業者の担当部署) 訪問入浴介護サービス	所在地：山梨県甲州市塩山西広門田 4 3 3-1 電話番号：0553-33-8101 ファックス番号：0553-33-8100 受付時間：8：30～17：00
【市町村（保険者）の窓口】 甲州市役所 介護支援課	所在地：山梨県甲州市塩山上於曾 1085-1 電話番号：0553-32-5066 ファックス番号：0553-20-6167 受付時間 8：30～17：00(土日祝は休み)
【公的団体の窓口】 山梨県国民健康保険団体連合会	所在地 山梨県甲府市蓬沢 1-15-35 電話番号：055-233-9201 受付時間 9:00～16:00（毎週水曜日）

18 指定訪問入浴介護サービス利用にあたっての留意事項について

(1) 訪問利用日

毎週 曜日 その他

(2) 訪問時間帯

午前	～
午後	～

(3) 訪問入浴介護（介護予防訪問入浴介護）計画に定められたサービス以外の業務を事業所に依頼することはできません。

(4) サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業所が行います。但し事業所はサービスの実施にあたって利用者の事情、意向等に十分に配慮するものとします。

(5) 訪問入浴（介護予防訪問入浴）サービス実施のための必要な備品等（電気、水道含む）は利用者負担とさせていただきます。

(6) サービス提供時に用いる設備、用具等については、安全・衛生に注意し特に利用者の身体に接触する設備、用具等についてはサービス提供ごとに消毒した器具等を使用します。

19 サービスご利用に際してのお願い

(1) 訪問の際はペットをゲージに入れる、リードにつなぐなどの配慮をお願いします。

(2) 見守りカメラの設置、職員の写真を撮影する場合、個人情報保護法に準じて事前に職員本人の同意を受けてください。

(3) ハラスメント行為などにより、健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合は、サービス中止や契約を解除することもあります。

(4) 訪問中の喫煙はご遠慮ください。

20 サービス利用にあたっての禁止事項について

(1) 事業者の職員に対して行う暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。

(2) パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為。

(3) サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を無断でSNS等に掲載すること。